

建設環境委員会

平成26年3月13日（木）

午後9時00分～午前11時34分

議会第4会議室

【出席委員】山口弘展委員長、山下伸二副委員長、実松尊信委員、池田正弘委員、武藤恭博委員、松尾和男委員、西岡義広委員、福井章司委員、黒田利人委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・建設部 松村建設部長
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○山口委員長

皆さんおはようございます。これより建設環境委員会を開会いたします。

それでは審査日程に従い、当委員会に付託された議案について審査していきたいと思いますが、審査に入る前に注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

執行部におかれましては、限られた時間で集中的な審議が必要ですので、簡潔な説明を心がけてください。

特に、当初予算は非常にボリュームがありますので、経常的な経費は主なもの、前年度と比較して大きく変わったものを中心をお願いいたします。

また、答弁は役職にかかわらず質問に対して回答できる方が答弁をするようお願いいたします。

それから、審査後に付託議案に関連して現地視察を希望される場合は審査終了までにお申し出をいただきたいと思えます。

それでは、建設部に関する議案審査を行います。

まず、条例議案及び一般議案から審査いたします。

初めに第18号議案について執行部から説明をお願いします。

◎第18号議案 佐賀市開発審査会条例 説明

○山口委員長

ただいま説明がありましたが、説明について何か委員の皆様から御質疑がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質疑もないようですので、第18号議案の審査を終わります。

次に、第25号議案を審査いたします。執行部からの説明をお願いします。

◎第25号議案 佐賀市屋外広告物条例の一部を改正する条例 説明

○山口委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。

御質疑のある方はいらっしゃいませんか。

○武藤委員

ただいま説明をいただきましたけれども、先だってこれの看板の——例えば、今説明があった広告が規定以上に多かったところについては、一応市のほうからこういうことになっておりますよ、これだけ手続をなささい、手数料が要りますよという通知が行ったわけですね、以前に。それが今度改正になって、いろいろ問題があつてですよ、ちょっと私も理解しきらんもんで、今回こういうふうに変更して1,000円というような形ですよ、今後。そのかわり3年ごとにということで、申請だけはしなさいよということまで理解していいですか。その辺、ちょっともう少し詳しく。

○樋渡建築指導課長

おっしゃるとおり、3年ごとに手続だけは必ずしてくださいと。ただ、何も変えないで、そのまま今ある分については、3年ごとに継続申請を出してもらえればそのままずっといいですよ。

ただし、板面のデザインを変えたりとか、ちょっとさわって小さくしたりとか、建てかえたりとかですね、そういったときには基準に合うようにきちっと直してくださいといった内容であります。

お知らせにつきましては、基準を超過した事業所様にはまだそういった指導は、文書は出してはおりません。基準内のところ、もう出さなくてもいいというようなところにつきましてはお知らせ文を送っておりますけれども、あくまでも送っているのは基準内のところで、基準を超過している事業所さんについては送る予定をしておりましたけれども、その前にもっとより慎重にということで、事業者さんのほうにこちらのほうから個別に御訪問をですね、数は余り多くないですけれども、足で稼げる限り歩いて聞いて回って、その上での対処をしようというふうにして、今回こういったことで進めたいというふうになったわけです。

○武藤委員

私がちょっと聞いたのがね、その後、何も言うてこんというお話ばちょっと耳にするわけですよ。ですから、その後の対処は何もせずに、今回また改正するということけんですね、その後どがなったのですかということで、その内容的なこともあったもので聞いたわけですよ。

そいぎ今度これがびしゃつと改正できれば、その後に訪問してお話をしていくということになるわけですね。

○樋渡建築指導課長

この条例が通りましたら、直ちに広報等でお知らせを、事業者さんに直接手紙を出すなりしてお知らせをしていきたいというふうに考えております。

(「ちょっと補足」と呼ぶ者あり)

○松村建設部長

屋外広告物条例の施行が動き出したのが平成20年4月1日から5年間の特例措置がありまして、平成24年度に全量調査をして約4万7,000枚の広告物を確認して、その中の8%に当たる3,700枚余りが基準をいわゆる超過している広告物でしたという説明をさっきしました。

その残りの92%の広告物については、もう形状そのものは基準内で、ちゃんとおさまっておりますので、それについては、まずは市に対して広告物がここにあるということを市に届け出だけは手続をしてくださいということと、届け出する必要もないですよというのがありますので、その分については改造しなくていい広告物ですから、それについては文書で平成25年4月からお知らせをずっと継続してきたところです。

基準を超過していた8%については、先ほど説明があったように、直接改造してください、基準内にしてくださいということになったら非常に事業者さんは負担が大きいということで、まずは事情を聞き取ろうということで、聞き取りに行って、今説明したように今回、基準の改正をやりましょうということで市の方針を変更したところです。

事業者さんについては、一番最初、今、武藤委員から御指摘があったように、1回来て、その後何も言うてこんというのは、多分、平成24年度に事業所ごとにならずと現地調査をするときに、看板をちょっと調査させてくださいと話に行って、その後、具体的には何の打ち返しもしていないところがやっぱりさっきの説明のとおりあるわけですね。

今回、方針変更しましたので、変わった内容については漏れがないように広報並びに、先ほど言いましたように事業所さんのほうに直接打ち返し、お手紙を出すなどして周知を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○山口委員長

武藤委員いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに。

○福井委員

1つは、この制度が平成20年にスタートして、現状こういふことであるということで今説明がありましたが、1つは継続申請の許可云々ということで、当初は現行であると5平方メートル以上云々は1,700円とか3,200円、所によってはトータルで35万円もかかるみたい

な話があったわけですが、こういう改正をすることによって、手数料減というのはどれぐらいの、具体的なことはどうなのかというのが1点と、もう1つは、やっているんだけど、同じ1,000円ならば大きくしたほうがいいんじゃないかみたいなね、そういうような発想をされることがないようにしておかないといけないのではないか。その辺のこともちょっとありますので、新しいものについてはもちろん別なわけでしょう。その辺のことをきちんとした上で、制度の趣旨というものをきちんと相手さんに伝えないといけないと思うんです。

その辺のことを含めて、ちゃんとした、こっちの意向をちゃんと伝えないといけないと思うんですけど、その辺のことをちょっと改めてお伺いします。

○樋渡建築指導課長

もちろん制度の趣旨についてはきちっと説明をしまいたいと思っています。

ただ、あわせて、面積の超過や高さの超過などもありますけれども、今後デザイン面とか、それから簡易広告物、そういったところでの指導もあわせてやっていきたいと思っておりますので、その趣旨については景観をよくする、あるいは安全な構造物にするといった趣旨は十分に伝えてまいりたいと思っております。

金額については……。

○建築指導課景観係長

手数料収入がどのくらい減るのかというようなお尋ねだったと思うんですが、今現在、まだ手数料の許可率というのも20%っていないような状況で……

(発言する者あり)

1つの事業所に対して……

(発言する者あり)

ちょっと物がなくてなかなか御説明しづらいというのはあるんですが。

例えば、1つの事業所で、壁面とか屋上とか野立てとか、それぞれ自家用ですと色々な広告物があると思うんですが、1つの事業所に野立ての20平米のものが1つあったとして、屋上に10平米の広告物があったと。また壁面に3平米程度の広告物、それから、また袖つきの看板とかがあって、それが5平米ぐらいであったとした場合、現行でいきますと、それぞれの手数料を算出しますと、1万8,470円というような手数料額になっています。

それが今回改正することによりまして、全体で3,870円程度まで下がるという試算をしています。

○福井委員

ですから、今は一つの例として言われるのはいいんだけど、そうすると、先ほど基準超過が3,700枚あったということであれば、全部で4万7,000枚で基準超過が3,700枚とすれば、トータルの数は出てくるんじゃないの。これ出てこないわけ。

先ほどもちょっと、ちらっと言われたみたいに、一業者においては35万円も払っている

ところもあるとか、払わにやいかんところもあるみたいな話もあって、そうすると全部を合わせれば大体出てくるでしょう。その試算はないんですか。

○建築指導課景観係長

今、全体で、許可が必要と思われる広告物が1万6,000件ぐらいあると想定されています。

それ全てが出ていないので、今現在、新規で許可した場合に幾らぐらいになるかというのはなかなか分からないんですが、継続許可だけでいきますと、広告物1万6,000件全てを上限の1,000円、1件当たり1,000円の許可手数料が発生するとしますと、若干大きさにもよるので……

○山口委員長

ちょっと待ってください。説明がわかりません。簡単にいきましょう。

そしたらね、今、福井委員から言われているのは、この改正を4月1日からする前に、今までの手数料の収入があったわけでしょう、全体で。その数字を言ったらいじゃないですか、まず。

○建築指導課景観係長

今現在、今年度の手数料収入でいきますと、約450万円程度の手数料収入があっっています。今後、継続許可が年間約——全ての広告物の許可が出た場合なんですけれども、500万円程度はいくのではないかと考えております。

(「それはおかしかろう」と呼ぶ者あり)

○松村建設部長

今、現状はどうかといいますと、先ほど言いました4万7,000枚の広告物全てが佐賀市に届け出があっているわけではないんですね。届け出があっているのが物すごく内容的に少ないもので、今、年間450万円の手数料収入と言ったのは、届け出を正式に出してある分から上がってくる手数料収入を言った数字なもので、全体が出るとというのは、まだ全体が出ている状態じゃないんで、全体量が把握できていない。

これを今度制度を変えて手数料を安くするというのを考えておりますが、1つは、まずは届け出をしてもらう環境を整えたいというのが私たちの気持ちの中に強くありまして、届け出をしてもらわないことにはその収入云々前の話ですから、まずは届け出をしてもらいやすい環境のためにこういった継続手数料等についても引き下げを行いたいということで今考えているところです。全体の量の数……

○山口委員長

部長、だからですよ、福井委員が聞かれているのが、この改正によって、大まかでいいんですよ、率的にどれくらいぐらい減るのかなというところなんで、この実際の数字が450万円と言われたじゃないですか。だから、新規のどうこうという前に、この450万円、今申請が上がっている分が今度の基準に当てはめた場合は450万円から幾らぐらいになるんですかというところを知りたいんですよ。

(「今、450万円と言ったのは継続手数料収入じゃなかじゃなか、新規やろう」「新規は割引するわけじゃなかけんが、数字は当たり前に出してもらおうと。その説明をちゃんとせんと」と呼ぶ者あり)

○山口委員長

どうしますか。後回しにしますか。

○松村建設部長

今ちょっと確認をしているところなんですけれども、今の450万円、今年度の手数料収入は新規に広告物を申請されるときは今の現行の金額、これが適用されるわけですね。新しく広告物を申請される場合。

で、3年ごとに今度期間の変更なり更新をする場合は、右側の欄の上限1,000円の欄が適用されますということです。ことしの450万円の新規を含む手数料収入は、3年後、同じ量、例えば更新がされた場合、450万円が幾らに減りますよという話ですよ。

(「そうです、そうですよ」と呼ぶ者あり)

ことしの450万円に係る新規の申請を3年後に継続した場合に、450万円が幾らになるというのをすぐ試算を今から行うということです。委員会終了までには報告できるように準備をしたいと思えますけど、よろしいでしょうか。

○福井委員

いろいろ今の発言の中にね、私ももうちょっと知るべきことがあるなと思うのは、なかなか届け出が出ていないと。今現在届け出を出している分で、現行の分での収入は大体あるのかなのか、その辺のことも一応、とにかく平成25年度の分でもいいから出しとってくださいよ。それはそれで出してください。

そして、新規で改めてやる場合は450万円と言われたけれども、それが一体こういう改正になった場合はどんなふうになるのかということをお示しいただきたい。

改めてもう1点は、4万7,000件あって、届け出が出ているのが1万6,000件ですか。その辺の数字も間違いないとか、その辺も確認して後で報告下さい。

○山口委員長

二度手間にならんごととってくださいよ。よろしいですか。

そしたら、これは至急調整をいただきたいと思えますので、ほかにこの件につきまして皆さん方、御質疑はないでしょうか。

○池田委員

そしたら、4万7,000枚の看板、つまり、今から全部掌握して許可申請を出してもらおうということで、そして管理するということでもいいんですか。

○樋渡建築指導課長

はい、そのとおりです。

○池田委員

今まではそういうことが余りできていなかったのですが、この条例改正を契機にして、全てそういったものを、許可を申請してもらって、次はもう3年ごとにちゃんと継続の申請も全部してもらおうと、そういうふういきちと今からやりますということではないですか。

○樋渡建築指導課長

はい、そのとおりです。

○池田委員

そしたら、その手数料についても、今までは取ったり取らんやったりいろいろあったんだと僕は思いますけれども、そういうのを今からはきちんとやりますよということで、事業者にもそういったことで伝えていくということですね。

○樋渡建築指導課長

まずは管理するというので、まず申請を出していただいて管理をしていきたいと。

基準超過については逆に出されない、見直さないと言えないということでもありますので、とにかく基準を超過しとって出してもらおう。その分が8パーセントですけども、それ以外の部分でもですね、なかなか出されない、基準内であっても手続をされない部分もありますので、その辺も出していただくように働きかけをしていって、把握をしていきたいというふうに考えております。

○山口委員長

ほかに御質疑ございませんか。

それでは、この件に関しましては後もって答えが出たところで、もう一度戻らせていただきたいと思いますので、この第25号議案に関しましては、一旦ここで切りたいと思います。

それでは次に、第32号及び第33号議案を一括して関連がありますので審査をいたします。

執行部からの説明をお願いします。

◎第32号議案 市道路線の廃止について 説明

◎第33号議案 市道路線の認定について 説明

○山口委員長

ただいまの説明について、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○黒田委員

14ページの3625から2517号の道路の入り口、これは認定はしとらん。なぜせんだったのかですね。

それともう1つ、20ページの6578号の横に道があつですね。道路面のね、一緒の面の。こういうところは、要するに開発をされるだろうという面もあるし、こういうときに一緒にできないものかですね、同じ面でき。ちょこっと入っぎもうでけんていうことがどうなのか、2点についてです。

○西山道路管理課長

14ページの千布中央線のほうに市道認定できないのかという御質問でございます。

この道路につきましては、一部まだN T Tの所有部分がございます、その分の所有権の移転ができないものですので、ちょっと今回、認定をしておりません。

20ページの、ちょうど里道のほうに行っている部分なのかなと思いますけれども、この分についてはちょっと認定基準の戸数の部分で、認定基準は5戸以上なものですから、ちょっとこの間では認定をすることができませんでした。以上でございますけど。

○黒田委員

真っすぐ里道にぶつかればさ、1、2、3、4、5やんね、という解釈はできなかったのかなという気がしますけどね。その点どうですかね。

○西山道路管理課長

石井樋東2号線の部分で、もう既に2区画、3区画とっておりまして、新たに東のほうに認定する場合については2戸しかとれないもんですから、今回ちょっととれておりません。

(発言する者あり)

○山口委員長

黒田委員、よろしいですか。要は基準に当てはまらないということですよ。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○西岡委員

ちょっとお尋ねなんですけど、まず10ページからいこうか。道路の幅員が4メートル弱、3メートルから4メートルとかさ、こういう部分について、認定する前の道路はこれは私道路かね。その辺からちょっと教えてください。

○西山道路管理課長

認定する場合の幅員が今3.9メートルからになっております。この分につきましては、もう既に県道からの移管ということでございましたので、県道から市道にするということになりますので、認定基準には合っております。

○西岡委員

そいぎ、下んとの3メートルも県道からの移管という部分でよかとですか。

○西山道路管理課長

はい、そのとおり県道からの移管ということになります。

○西岡委員

本来ならば、市道というものは4メートル以上なからんばいかんて私は認識ばしとったとばってんさい、そんなら利用者の方々、市民の方々に、4メートル幅員ばちょっと確保するという観点も考えられたかなと思うんですよね。県からの移管けんわかりました、市

道に認定しましょうじゃなくてさ。そいけん、その辺の考え方が3メートルでよかとかなくて、その辺の部分がちょっとあるとたいね。今までは4メートル以上なからんばいかんよて私はずっと認識しとったたいね。そいけん、県からの移管という御事情もあろうばってん、その辺の部分を4メートルにすべきじゃなかかと俺は思うばってん、どがんですか。

○西山道路管理課長

ちょうどこの道路につきましては、ちょうど本村橋がございます。ここの部分については、この幅員が道路幅じゃなくて橋梁幅が3メートルしかちょっととれておりません。これを4メートルに広くなしてもらいたいということで、ちょっと県のほうにも打診はしておりましたけれども、この橋梁の補強の部分で対応、対策をとっていただきましたので、南側に県道がございますので、そちらの代替になるのかなというふうに考えております。

西岡委員がおっしゃっております4メートルの部分については、私も極力4メートル以上の部分について市道認定の基準に即応した部分があるかとは思いますが、その状況等々で、どうしても認定せざるを得ない部分がございますので、申しわけございません。

○松村建設部長

今、私、手元に市道の認定基準を持っております。先ほどの県道からの移管分の幅員狭小等について4メートルをクリアすべきじゃないかという趣旨の御意見でございましたので、この市道認定基準の第2条第3項の(3)番に国または県が管理する土地で今後市道として管理する必要があるもの等については、市長が特に必要と認めて市道として認定することができるという条文がございますので、県道がもともと4メートル満たっていないような部分も含めて、市道として管理する必要があると市長が認める場合においては、市道認定ができるということになっております。

○西岡委員

そいけんね、うん、それはわかるさ、特別の枠の市長が認める場合って、ほとんど条例についととやけん。

そいけん、本当の市民のために、消防や救急車が入るためにもさ、最低4メートルぐらいいまで先ば考えていくぐらいのことば言うてくれんならさ、そんならさ、その辺はどがんですか。

○松村建設部長

県道の市道への移管については、たくさんの路線が県のほうからは相談があります。まず交通安全上の問題であるとか国の問題、それと舗装の現状の問題、排水が完備されているかどうかの問題、それらについて協議を行うわけですけれども、道路の幅員等については、現状幅員が足りるところを広げてまで——市道に移管協議をしてくださいということを出しても県のほうでは旧道に対して、バイパス等を整備した後の残った旧道等については、なかなか投資をすることができないという状況の説明に終始されます。

そういった意味で、我々としては市道として将来管理するためには、なるべく道路機能

としては十分な条件が整っているところを移管してほしいんですけども、市と県の関係、県道を市に移管されて、逆に県道としては、国からの移管があったり市の都市計画道路等の接続に協力してもらったりということで、そこら辺はお互いに協力しながら調整をさせていただいているところがございますので、ケース・バイ・ケース、場所場所で判断をさせていただくということになっておるのが現状であります。

○西岡委員

そいぎさ、旧佐賀市については昭和29年から昭和30年、市町村合併が行われたわけですよ、11村がね。最後は蓮池町やったと記憶しておるばってん、そのときにはさ、旧村道とかなんとかという部分が新しい佐賀市、この合併のときに市道に認定していただくためにも、その漏れた部分があるとたいね。あるとさ。そいけん、そういうのを過去お願いしてきたことのあるとばってん、なかなか市道に認定してもらえなくてね。そういう過去のあったばってん、そういう考え方、県からの意見ということはわかるばってん、そういう部分の旧合併のときに村道やったとが、新しい佐賀市に合併して市道認定という形で着々と進んできたろうばってん、旧村道が漏れた部分のあったいね。そういう部分は市道認定してもらわるとね。どうね、その辺の考え方まで。

(「市長が認むつぎよかとやろう」と呼ぶ者あり)

○山口委員長

お答え出ますか。

○松村建設部長

今、私が手元に持っている市道認定基準の中で条項として、今おっしゃった内容に合致すると思われるものですがけれども、同じく第2条第3項の4番目に、昭和30年以前に設置された不特定多数の通行の用に供している道路で、その幅員が2.5メートル以上あり、起点が公道に接続し、終点が公道または公共施設に接続しており、かつ当該道路の敷地の管理に関する権利を佐賀市が取得できるものという条文がございます。

こういう条件に合致するものについては、市長が必要と認めて認定をすることができるということになっておりますので、今、個別の具体の案件について、事情をちょっとお聞きして、内容については検討させていただきたいと思います。

○西岡委員

部長、よか答弁いただきました。部長に変われば、ああ、なるほどな、よく勉強してあるなと思いました。

次に、今度は21ページ、旧佐賀市の田代、この部分も前が里道で市有道路、それから昭和50年に一部佐賀市にいただいたという部分が西山課長から説明があったかと思うんですが、これも幅員が3メートルたいね。そいけん、里道が今度、佐賀市で管理していただきよるばってん、そういう部類もよかわけね。こういう道路については、認定をしていただけるんですね、ほかの部分も。

○西山道路管理課長

現場調査をして、ケース・バイ・ケースで対応が可能というふうに思います。以上です。

○西岡委員

これも将来、救急車の入るような道路拡幅というのは、住宅が密集しているような感じばってん、できるもんですか。そういうことをしていただいたら本当に市民の皆さん喜ぶのかなって。

これ至誠会病院がどこあつかねって、今、池田委員に一生懸命聞きよったばってん、とうとうわからずにおるとばってん、至誠会病院は下のほう。

(発言する者あり)

ああ、本当や。

(発言する者あり)

そいけん、その辺の部分までできるとですか、できんとですか。

○西山道路管理課長

状況を見て、可能かというふうに思います。至誠会病院がちょうど真下になりますけど、図面からいうと真下のほうになります。以上です。

○山口委員長

補足ですか。

○姉川道路整備課長

この道路につきましては、合併当時、各市町がいろんな道路の状況を抱えておったということで、合併前に佐賀市が寄附を受けている道路についてはこういうふうな特例を使って認定をできるということになっています。

ですから、私道路が3メートルあったからといって認定できるものではなくて、合併前に佐賀市が寄附を受けた、各町が寄附を受けたという道路については、やっぱり特例で救ってやらないといけないだろうというところで、こういうふうな認定の基準の中で運用をさせていただいているという現状があります。

また、この道路につきましては、セットバックが必要になってくる道路でもありますので、建てかえのときにはセットバックで道路部分になっていくというような認識を持っております。以上です。

○西岡委員

そいぎ、がんどたっ、そういう部分ば早くしてやっとかんばいかんのにさい、本来ならば。どのくらいぐらいあつとね、旧佐賀市については。

○姉川道路整備課長

正確なところは今わかっておりません。地元の方から御相談を市道認定で受けるわけですけど、その都度都度、やっぱり要綱に照らし合わせながらやっているのが現実であります。

ただ、少しですね、市有道路というその扱いが佐賀市のほうにあります。市道ではないけど、底地が市道である——市有地であると。で、市道にはなっていないと。底地は佐賀市なんで佐賀市が管理を行うわけですけど、そういったものについては調べて整理をやっていく必要があるだろうということで思っております。

○西岡委員

かなりほら、電算システム関係の確立しとっけんさい、そういう部分があったらね、逐次、少ない職員の人数かわからんばってんさい、市民のためにやっていただきたいと思えます。

○山口委員長

御意見でよろしいですね。

○西岡委員

はい。

○山口委員長

ほかに御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、第32号及び第33号議案の審査を終わります。

先ほどの第25号議案の分については大丈夫ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そしたら委員の皆さんに申し上げますが、もう一回戻っていただきまして、先ほどの第25号議案 佐賀市屋外広告物条例の一部を改正する条例において、福井委員からの質問に対しての答えが出たようですので、お聞きしたいと思います。

○樋渡建築指導課長

手数料についてですけれども、平成25年度3月12日現在の数値に対して申し上げます。

3月12日現在、平成25年度新規が1,712枚で手数料が400万円余り。それから、継続が530枚で58万円ほどあります。トータルで2,242戸で459万円ほどになっております。

これが新しい手数料に直しますと、130万円余りになりまして、約3分の1程度になります。以上です。

(発言する者あり)

○山口委員長

今、枚数は言うたでしょうもん。

○樋渡建築指導課長

はい。それと、もう1点ちょっと別に質問がありました。

1万6,000枚という数字については、ちゃんとした数字なのかといった質問でありましたけれども、1万6,000枚というのは許可が必要な枚数ということで、基準超過をしている部

分だけじゃなくて、あるエリアによっては10平米、あるいは20平米を超えている事業所さんであれば、基準内であっても申請する必要がありますので、そういった部分まで含めると1万6,000件ということです。以上です。

○福井委員

今お伺いして、平成25年3月の時点では新規で400万円、継続で58万円、トータルで言うと459万円云々ということで、これが130万円ぐらいに下がると。

○樋渡建築指導課長

はい。

○福井委員

要するに330万円ぐらいは減るだろうということになるわけですけど、収入が目的ではないと思いますので、要はやはり、これはきちっとした趣旨を皆さん方に徹底できるように、当初の趣旨をきちんとできるようにしていただきたいということと、届け出云々についてもやはりそのままではなくて、先ほどこちょっと武藤委員も言われましたけど、やりっ放しというか、こちら側からのモーションを本当きちんとしてもらいたいということで意見を申し述べておきますが、それに対してあれば。

○松村建設部長

平成20年に条例ができて、5年間の経過措置期間中にほとんど屋外広告物に関しては管理ができていない状態がずっと継続してしまったという事実がありました。

平成24年に、現状すら把握できない状態では何の指導もお願いもできないということで、まずは全量調査を実施して4万7,000枚という数値が一応把握できました。その4万7,000枚については、一度市のほうで確認できた数字ですので、そのデータをもとに所有者の方に対して申請が必要であればこういうデータを使っていただいて申請をしてくださいというお願いをするための全体量の調査でもあったわけですね。

そういったことで、これまでは何ひとつ管理ができなかった枚数にしても、所有者にしても、一応は調査で確認することができましたので、今後は、今回の制度改正も含めて屋外広告物を市に登録していただく、申請していただく環境を整え、逆に今後必要となる継続についても費用負担を抑えることで屋外広告物の適正な運営、運用ができるように、市としても考えていきたいと思えます。

これから後につきましては、事業所の皆さん方の御協力が大変必要になってきますので、丁寧な周知に心がけていきたいというふうに思います。以上です。

○山口委員長

それでは、この議案についてほかには御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これをもちまして第25号議案の審査は終了をいたします。

(発言する者あり)

いや、これまで行きます。もういっちょ議案がありますから。

次に、第36号議案を審査いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

◎第36号議案 都市計画道路大財藤木線整備事業に伴う長崎本線伊賀屋佐賀間藤の木橋りよう改築工事の平成26年度実施協定の締結について 説明

○山口委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方いらっしゃいますか。

○池田委員

この大財藤木線については、要するにこれまでも大雨で冠水というのが非常に問題になっていたと思いますけれども、この冠水対策というか、その辺は十分とられているんですかね。どのようにとられているんですか。

○姉川道路整備課長

現在も冠水をして、非常に市民の皆様には不安にさせているところだと思っております。

今回は、基本的には車線、中央線と歩道がその上のほうに2.5メートルの歩道が両方につくような、アンダーがちょっと下のほうに高さが5メートルぐらい要りますので、下のほうに行きますので、それだけの量をですね、雨水としてそこに集まってきますので、ポンプの容量であったり、そういったものできちんとですね、排水できるようにということで今考えております。

ただし、排水先の河川がいっぱいになったときには、どうしてもやっぱり逆流してくるということが考えられます。

ですから、冠水した場合には、そこに進入できないようないろんなサインとかですね、そういったものもあわせてやっぱり整備する必要があるだろうということで考えております。

○池田委員

わかりました。

とにかく、ちょっと深くなると思いますので、その辺はお願いします。

それと、工期ですけれども、計画よりちょっとおくらしている嫌いもありますけれども、供用開始はどれくらいになりますか。いつごろですか。

○姉川道路整備課長

現在の都市計画道路の認可というのがありますけど、それが平成22年度から26年度の5年計画で今現在認可をとっております。ただし、現在、委員御指摘のとおり、工事におくれが生じております。

今の予定としましては、変更認可を本年とるような形に考えておりますけど、4年間延長いたしまして、平成22年度から平成30年度で完成をさせたいということで今考えており

ます。

このJR工事につきましては、平成25年度から仮設工事に入っておりまして、平成26年度から本格的に工事を行うということで、ただし、今線路をですね、電車を走らせながらの工事になります。ですから、基本的に関係するところが多いので、終電が出た後、始発の間、夜中の工事になる予定となっております。ですから非常にこの時間がかかる工事になります。

よって、あと3年ぐらい、JRの下をくぐるのに3年ぐらいかかるんじゃないだろうかと私ども今のところ予定をしております。以上です。

○山口委員長

よろしいですか。ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、第36号議案の審査を終わります。

これで一般議案、条例議案等の審査は終了しました。これから予算関係の議案に入っていくわけなんです、そしたら10時20分まで一旦休憩を挟ませていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎午前10時14分～午前10時19分 休憩

○山口委員長

それでは、次に、当初予算議案である第1号議案を審査いたします。

まず、歳出、第8款第1項土木管理費から第4項港湾費までの説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成26年度佐賀市一般会計予算中、歳出第8款第1項～第8款第4項 説明

○山口委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑ある方は挙手をお願いします。

○池田委員

この青の6番、資料の16ページ、自歩道照明灯LED化推進事業ですけれども、1,300基についてLED化を進めていくということですが、これよかったですら場所の資料をいただけたらというふうに思います。

それと、平成26年度が365基、あとずっと530基、405基とありますけれども、優先順位の決め方というか、その辺はどのようにされたのか、その辺をお伺いしていいですか。

○西山道路管理課長

資料につきましては3カ年の平成26年、27年、28年の資料でよろしければ準備ができます。

それから、優先順位につきましては、主に旧市内としましては、今年度は徐福サイクルロードをことし、来年ぐらいを計画しております。

それと、以前は小学校を中心に整備をしておりましたけれども、今年度からは自転車・

歩行者道路としまして中学校周辺を中心にやっていくという形で今計画をしております。以上です。

○道路管理課維持係長

本来、この自歩道照明が中学校単位での通学路ということで、もともと整備をされております。それで今回は、その1,300基については、まず自転車・歩行車道、専用道路ですね、徐福サイクルロードであったり、多布施川の堤防道路であったり、そういうところをまず中心に、それとまた先ほど言いましたように、中学校の通学路ということで中学校周辺をまず優先順位として路線を抽出しまして、今回3年間の中で1,300基の計画を立てております。以上です。

○池田委員

わかりました。

あとですね、この管理の状態ですけれども、この自歩道照明の管理ナンバーというか、そういった、例えば県から移管されて市道になったとか、そういうところもありますよね。そういったところの管理をきちっと管理ナンバーとかで整備されているのかどうか、その辺はどうですか。

○道路管理課維持係長

管理番号については、旧佐賀市においては黄色いステッカーに平仮名で「し」とか「い」とか、あと番号をですね、ステッカーを電柱とか、また支柱に貼って管理をしております。北部、南部エリアについては、青いステッカーで、そういう形で管理番号をつけまして、台帳管理をしております。以上です。

○池田委員

そしたら、今ある分は全てナンバーはきちっと管理されているということでもいいですかね。

○道路管理課維持係長

ステッカーを貼って管理をしております。電柱建てかえとか、そういう形で一部ステッカーがとれたりしているところもあろうかと思えますけど、基本的にはステッカーを張って管理をしております。以上です。

○山口委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、第8款第1項から第4項までの審査は終わります。

次に、第8款第5項都市計画費、第6項住宅費及び第11款第2項公共土木施設災害復旧費の説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成26年度佐賀市一般会計予算中、歳出第8款第5項、第6項及び第11款第2

項 説明

○山口委員長

それでは、今説明をいただきましたので、議員の皆様からの御質疑をお受けいたします。
御質疑がある方は挙手をお願いします。

○黒田委員

道崎団地の家賃の格差は何年ぐらいでしていくのか、段階的な計画はあるのかな。どうかな。

○古賀建築住宅課長

家賃の格差につきましては、5年をかけて調整していくことになっております。

○山口委員長

ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御質疑もないようですので、第1号議案の審査を終わります。

次に、補正予算であります第38号議案の説明をお願いいたします。

◎第38号議案 平成26年度佐賀市一般会計予算 説明

○山口委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたしますが、何か御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは御質疑もないようですので、第38号議案の審査を終わります。

以上で建設部に関する議案の審査は終了いたします。

次に専決処分の報告として、第1号報告及び第2号報告の説明を求めます。

◎第1号報告 専決処分の報告について 説明

◎第2号報告 専決処分の報告について 説明

○山口委員長

ただいまの説明について何か御質疑があればお受けいたしますが、いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは御質疑もないようですので、第1号報告及び第2号報告の説明を終了いたします。

建設部の職員の皆さんは退室されて結構です。

◎執行部退室

○山口委員長

それでは、議案の審査が終了いたしました。

本日の審査を含めまして、現地視察の御希望はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないということですので、次の委員会は、あす14日金曜日、御存じ

のように午前中は中学校の卒業式がございますので、午後1時30分に開会をいたします。
以上で本日の建設環境委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。